

(目的)

第1条 この条例は、総合計画の定義、構成、位置付けその他総合計画の策定等に関し必要な事項を定め、もって総合的かつ計画的な市政運営を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 総合計画 総合的かつ計画的な市政運営を図るための長期的なまちづくりの指針をいう。
- (2) 基本構想 市のまちづくりの基本的な理念であり、将来都市像及び基本目標を示すものをいう。
- (3) 基本計画 市の基本的な計画であり、基本目標を踏まえた施策の基本的方向及び体系を示すものをいう。
- (4) 実施計画 市の基本的な計画であり、基本計画で定められた施策をどのように実施していくかを具体的に示すものをいう。

(構成)

第3条 総合計画は、基本構想、基本計画及び実施計画で構成する。

(位置付け)

第4条 総合計画は、全ての施策を網羅した市の最上位計画と位置付ける。

2 各行政分野に関する計画を策定し、又は変更するときは、総合計画との調整を図らなければならない。

(総合計画審議会)

第5条 市長の諮問に応じ、総合計画について調査審議するため、豊明市総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(議会の議決)

第6条 市長は、基本構想を策定し、又は変更するときは議会の議決を経なければならない。

(公表)

第7条 市長は、総合計画を策定し、又は変更したときは、すみやかにこれを公表するものとする。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(廃止規定)

2 豊明市総合計画審議会条例(昭和47年豊明市条例第18号)は、廃止する。